

災害時等における物資の供給協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とプラス株式会社ジョインテックスカンパニー（以下「乙」という。）は、地震・風水害その他災害時等に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等協力に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲と乙が相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、物資の供給等協力に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の優先的な供給を要請することができる。

- （1）千葉市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）その他市長が特に必要と認めた場合

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙及び乙の取引先が保有する物資で、別表に掲げるものとする。

（要請の方法）

第4条 第2条による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条による要請を受けたときは、その要請事項について、可能な限り優先して速やかに措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合には、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該引渡場所に職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、甲に対する物資の引渡しが完了したときは、甲へ文書をもって報告するものとする。

（物資の価格）

第7条 物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（乙が引渡しのための輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(対価及び費用の負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が供給した物資の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(対価及び費用の支払い)

第9条 前条の規定による対価及び費用は、乙又は乙の取引先からの請求により甲が支払うものとし、甲は請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(連絡先等確認)

第10条 甲と乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡担当者等を別途定めるものとする。ただし、内容の変更が生じた場合には、速やかに、相手方に報告するものとする。

(協力事項)

第11条 災害時等における物資の供給のほか、平常時から物資の供給等についての情報交換を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも書面による協定解約の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和6年12月26日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙 東京都千代田区永田町二丁目13番10号
プラス株式会社ジョインテックスカンパニー
カンパニープレジデント 北川一也

別表

生活用品	ティッシュペーパー、ペーパータオル、ウェットティッシュ、トイレトペーパー、生理用品、タオル、紙コップ、使い捨てスプーン・フォーク、割りばし、紙皿、電気ケトル、調理器具、ゴム手袋、スポンジ、たわし、ラップ、ふきん、ぞうきん、キッチンタオル、ポリ袋、カイロ、冷却用品、救急セット、体温計、虫よけ、スリッパ、傘、レインコート、座布団・クッション、カイロ、冷却用品、救急セット、マスク、体温計、虫よけ、スリッパ、傘、おむつ
衛生・清掃用品	石鹼・ハンドソープ、シャンプー、ボディソープ、手指消毒液、食器・台所・衣料用洗剤、消臭剤、ほうき、モップ、デッキブラシ、カーペットクリーナー、バケツ、ゴミ箱、ゴミ袋
作業用品	電動工具、ドライバー、のこぎり、金づち、コードリール、工具セット、補修用テープ、滑り止めテープ、養生テープ、標識テープ、ロープ、誘導灯、クーラーボックス、鍵、スタンドライト、投光器、三角コーン、伸縮フェンス、土のう、ブルーシート、ショベル、たらい、長靴、ヘルメット、反射ベスト、レインウェア、使い捨てキャップ、シューズカバー、使い捨て手袋、軍手、乾電池、電球・蛍光灯、掃除機・クリーナー、高圧洗浄機、ヒーター、加湿・空気清浄機、扇風機、サーキュレーター、ポータブルエアコン、折り畳みコンテナ、段ボール
防災用品	保存水、防災食品、防寒具・寝具、簡易トイレ、トイレ用凝固剤、ウェットボディタオル、給水タンク、チャッカマン、カセットコンロ、ガストーチ、ラジオ、発電機、消火器、投光器、ヘッドライト、ランタン、懐中電灯、笛、拡声器・メガホン、簡易ベッド、畳、連結パネル、手動洗濯機、除雪用スコップ、凍結防止融雪剤
文具・事務用品	コピー用紙、筆記具、ファイル、クリアホルダー、用箋ばさみ、のり、ふせん、ノート
家具	パーティション、ホワイトボード、ミーティングテーブル、スタッキングチェア、ジョイントマット、ベンチ、脱衣ワゴン、スノコ、傘立て、台車、踏み台、脚立
その他	その他甲（市長）が指定する物資